Teachme Biz 利用規約 新旧対照表

2020年4月1日改定版

1. 第1条 (定義)

変更前 変更後 本規約において、次の各号に掲げる用語の定義 | 本規約において、次の各号に掲げる用語の定義 は、当該各号に定めるところによるものとしま は、当該各号に定めるところによるものとしま す。 す。 (省略) (省略) (14) 「閲覧者 | (14) 「閲覧者」 本契約の締結の有無にかかわらず、契約者 本契約の締結の有無にかかわらず、契約者 コンテンツを閲覧又は利用するすべての者 コンテンツを閲覧又は利用するすべての者 をいいます。 をいいます。 (15)「販売パートナー」 (新設) 本サービスの販売に関するパートナーとし ____ て、当社が認定した法人をいいます。

2. 第11条 (ID及びパスワード)

$\pi \cap \pi \cap$		
変更前	変更後	
(省略)	(省略)	
4. 契約者等は、いかなる場合であっても、ID 等を第三者に利用させ又は開示、貸与、譲渡、質入れ若しくは売買等をすることはできないものとします。	4. 契約者等は、いかなる場合であっても、 <u>当</u> 社が定める方法及び使用条件によることなく、ID等を第三者に利用させ又は開示、貸与、譲渡、質入れ若しくは売買等をすることはできないものとします。	
(省略)	(省略)	

3. 第13条 (本サービスの利用料)

変更前	変更後
(省略)	(省略)
2. 契約者は、本契約に基づいて、本期間における本サービス利用の対価として前項の料金ページに定める利用料をこれにかかる消費税等とともに、当社が定める方法により支払うものとします。ただし、初期費用は、月額利用料その他本契約に基づき契約者から弊社に支払われるべきその他の金員に充当されることはないものとします。なお、	2. 契約者は、本契約に基づいて、本期間における本サービス利用の対価として前項の料金ページに定める利用料をこれにかかる消費税等とともに、当社が定める方法により、当社に対して支払うものとします。ただし、初期費用は、月額利用料その他本契約に基づき契約者から当社に支払われるべきその他の金員に充当されることはないものとし
銀行振込による場合、振込手数料は契約者 の負担とします。	ます。なお、銀行振込による場合、振込手 数料は契約者の負担とします。
の負担とします。 (新設)	数料は契約者の負担とします。 3.利用料は、契約者の申込方法に応じて、当

- 3. 利用料の支払期限は、次の各号に掲げるとおりとします。
 - (1) 初期費用

本契約の利用開始日が属する月の翌 月末日までに一括で支払うものとし ます。

- (2) 月額利用料及びオプション料本期間分の月額利用料及びオプション料を、本契約の利用開始日が属する月の翌月末日までに一括で支払うものとします。
- (3) 利用実績による利用料 当社が別途指定する日までに支払う ものとします。
- 4. 利用料は、本契約の開始日及び終了日にかかわらず、本規約等で明示的に規定する場合を除き、日割計算されません。
- 5. 契約者が所定の支払期日までに利用料を支払わない場合には、契約者は、支払期日の翌日から完済に至るまで年利14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
- 6. 本契約の終了原因のいかんにかかわらず、 本契約が本期間の満了前に終了した場合で あっても、利用料は、本規約等で明示的に 規定する場合を除き、返金されません。
- 7. 本期間において、本サービスの提供の中断、 停止その他の事由により本サービスを利用 することができない事態が生じたときであ っても、利用料は、本規約等で明示的に規 定する場合を除き、返金されません。
- 8. 利用料の支払いに関し、契約者と金融機関との間で紛争が発生した場合には、契約者が自らの責任と負担で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

社に代わって、販売パートナーから請求される場合があります。この場合、契約者は、前項の規定にかかわらず、利用料を当該販売パートナーに対して支払うものとします。

- 4. 利用料の支払期限は、次の各号に掲げるとおりとします。
 - (1) 初期費用

本契約の利用開始日が属する月の翌 月末日までに一括で支払うものとし ます。

(2) 月額利用料及びオプション料本期間分の月額利用料及びオプション料を、本契約の利用開始日が属する月の翌月末日まで(本契約が更新される場合には、当該契約更新日が属する月の翌月末日まで)に一括で支払うものとします。

(削除)

- 5. 利用料は、本契約の開始日及び終了日にかかわらず、本規約等で明示的に規定する場合を除き、日割計算されません。
- 6. 契約者が所定の支払期日までに利用料を支払わない場合には、契約者は、支払期日の翌日から完済に至るまで年利14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
- 7. 本契約の終了原因のいかんにかかわらず、 本契約が本期間の満了前に終了した場合で あっても、利用料は、本規約等で明示的に 規定する場合を除き、返金されません。
- 8. 本期間において、本サービスの提供の中断、 停止その他の事由により本サービスを利用 することができない事態が生じたときであ っても、利用料は、本規約等で明示的に規 定する場合を除き、返金されません。
- 9. 利用料の支払いに関し、契約者と金融機関との間で紛争が発生した場合には、契約者が自らの責任と負担で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

4. 第16条(非保証及び免責)

第10条(非体証及び允貝)		
変更前	変更後	
(省略)	(省略)	
│ │ 6.運用上の事情により、やむをえず、契約者│	6. 運用上の事情により、やむをえず、契約者	

コンテンツが公開対象外の者にも公開され たことで契約者等が被った損害について, 当社は一切の責任を負いません。

(新設)

- 7. 当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合には、当社は、契約者に現実に発生した通常かつ直接の損害に限り賠償責任を負うものとします。ただし、賠償の範囲は、契約者から当社に対して支払われた利用料(ただし、損害発生時点から遡って6か月間に支払われたものに限ります。)の総額を上限とします。なお、本項の規定は、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因のいかんにかかわらず、当社が契約者に対して負うすべての損害賠償責任に適用されるものとします。
- コンテンツが公開対象外の者にも公開され たことで契約者等が被った損害について, 当社は一切の責任を負いません。
- 7. 前6項の規定にかかわらず、契約者が被った損害が当社の故意又は重過失に基づくものであった場合には、当社は当該損害の賠償責任を負うものとします。
- 8. 当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合には、当社は、契約者に現実に発生した通常かつ直接の損害に限り賠償責任を負うものとします。ただし、賠償の範囲は、契約者から当社に対して支払われた利用料(ただし、損害発生時点から遡って6か月間に支払われたものに限ります。)の総額を上限とします。なお、本項の規定は、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因のいかんにかかわらず、当社が契約者に対して負うすべての損害賠償責任に適用されるものとします。

5. 第17条 (禁止行為)

変更前

1. 契約者等及び閲覧者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないものとします。

(省略)

- (21) 当社の事前の承諾なくして、本サービスのIDを複数の法人及び団体で共用する等の、自己のIDを利用して本サービスを第三者(グループ企業を含みますが、これに限られません。)に利用させる行為
- (22) 当社の事前の承諾なくして、メーリングリスト等の複数の者との間でのIDの共用等を推認させる電子メールアドレスをID及び登録情報に使用する行為
- (23) 本項各号に該当するおそれがあるか、 又は本項各号の行為を直接若しくは間接 に助長するか若しくはこれらに類する行 為
- (24) その他当社が不適切であると判断した 行為

(省略)

変更後

1. 契約者等及び閲覧者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないものとします。

(省略)

(21) 当社が定める方法及び使用条件による ことなく、第三者から対価を得て本サー ビスのID等を第三者に利用させる行為

(削除)

- (22) 本項各号に該当するおそれがあるか、 又は本項各号の行為を直接若しくは間接 に助長するか若しくはこれらに類する行 為
- (23) その他当社が不適切であると判断した 行為

(省略)